

特殊健康診断・作業環境測定・環境検査

■ 特殊健康診断

労働安全衛生法および関連規則・行政指導に基づく、有害業務による障害防止のための健診。尿中代謝物、生体試料中の重金属検査等すべて当協会検査室で実施している。また、アスベスト健診や作業態様に基づく情報機器作業健診、腰痛、頸肩腕障害健診等も実施している。

平成28(2016)年6月に施行された改正労働安全衛生法により、一定の危険有害性のある化学物質(674物質)について、リスクアセスメントの実施が義務づけられ、その結果に基づいてリスクの低減措置(危険有害性の高い物質から低い物質への変更、作業手順の改善、有効な保護具の使用等)を実施することが必要となっている。

■ 作業環境調査

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。そこで令和4(2022)年5月に労働安全衛生法規則等が改正され、新たな化学物質規則の体系が示された。従来は努力義務であったリスクアセスメントの結果に基づくばく露濃度の低減措置などが、今回の法改正により実施義務になった。このように今後は自律的な化学物質管理がより一層強化されることが考えられる。

■ 簡易専用水道検査

簡易専用水道検査の受検率は全国平均では8割に満たない中、横浜市は約9割の高い受検率で推移しており、行政と連携した検査体制が整備されてきている。飲料水に係る当該検査はきわめて公共性の高い検査のため、厚生労働省などの外部精度管理に定期的に参加し精度の向上に努めるとともに、ISO9001をベースとした品質保証活動を展開している。